

平成 28 年度第 3 回滋賀県原子力防災専門会議 議事概要

滋賀県総合政策部防災危機管理局原子力防災室

日 時 平成 29 年 1 月 24 日（火） 午後 1 時 30 分から

場 所 滋賀県危機管理センター 2 階 災害対策室 5

出席者 別添委員名簿参照（欠席：竹田座長代理、谷口委員、八木委員）

内 容

1 開会

滋賀県防災危機管理監挨拶

西川でございます。本日は非常にお寒い中、そして、御多忙の中にこの会議に出席いただきまして、どうもありがとうございます。

既に各委員の方御承知のように、本県の原子力防災体制につきましては、実効性ある多重防護体制の構築ということを進めているところでございます。そのために、地域防災計画の見直しや初動対応マニュアル等の作成、それから、原子力防災訓練を通じた職員の対応能力の向上などを一歩一歩進めているところでございます。

しかしながら、まだ取り組むべき課題はたくさんあり、多重防護体制の確立にはまだ道半ばであると考えております。

今年度におきましては、8 月には国や県と合同で実施しました広域避難訓練、10 月には高島市と避難の実動訓練、11 月にはモニタリングの実動訓練と、それぞれテーマを定めて訓練を実施してまいりました。

本日は、この 4 月に発生いたしました熊本地震の経緯から見えてきた課題や検証、防災訓練の検証結果を踏まえた防災対策について御意見を頂戴したいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、それぞれ御専門のお立場から御意見、御質問等頂き、有意義な会議となりますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

2 議事

(1) 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）および原子力災害に係る滋賀県広域避難計画の修正について

牧座長

では、一つ目の議題であります滋賀県地域防災計画原子力災害対策編および原子力災害に係る滋賀県広域避難計画の修正について、ということで、事

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（滋賀県）

資料1から資料4までにより説明

牧座長

ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、本日欠席の竹田座長代理と谷口委員からあらかじめ御意見をいただいておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料5および資料6により説明

牧座長

ありがとうございます。

そうしましたら議論に移っていきたいと思いますが、ただいま事務局から御説明いただいた内容につきまして、御質問、それから御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。どなたからでも結構でございますが。

高橋先生、では、お願いします。

高橋委員

御説明ありがとうございます。おおむねこのような修正でよろしいかと思えますけれども、幾つか質問とコメントをさせていただきます。

まず、一時滞在者に帰宅を呼びかけるように連絡するという件ですが、広域避難計画の6ページの屋内退避の(2)のところに該当する文章があるかと思いますが、ここの中で、勤務・通学する者または一時滞在者については、原則、帰宅し屋内退避を実施することとするが、と書かれております。そうしますと、この想定している方が、このUPZの中に住んでいる方なのか外に住んでいる方なのかというのは不明確ではないかなと。

恐らく一時滞在者として想定されていますのは、このUPZの外に住んでいる方が観光客として来られて、UPZの外に移動するということを想定されている。そうしますと、帰宅していれば、屋内退避というのはまず不要な状態ということでございます。一方、勤務・通学する方に関しては、この時点で帰宅を呼びかけると。帰宅したうえで、UPZ内の方でしたらそこで屋内退避をするというのが原則になるのかなと。このへんを、6ページできちんと書き分けておく必要があるのではないかと。そうしないと、この文章ですと、UPZ

の中から外に帰宅した方に対しても屋内退避が必要であるというような誤解を生むのではないかと懸念しますので、修正が必要かと思えます。

あとは、その上の(1)の部分、屋内退避のところ、屋内退避で放射性ブルームをやり過ごし、適切なタイミングで避難を行うことが、という文章になっておりますけれども、これを読みますと、屋内退避に必ず避難がついてくるような読まれ方をしてしまう可能性があるかなと。これは、屋内退避でブルームをやり過ごしたうえで避難が必要な場合には適切なタイミングで避難をする、というかたちで文章を書き替えていただいたほうがよいのではと思えます。

もう一つ、先ほどの(2)に戻りまして、この下のパラグラフで、自宅で屋内退避を実施することに対して不安を感じる住民の方を受け入れることができるよう、ということで、屋内退避準備の段階で、あらかじめ避難所等の開設準備を行う、となっていますが、ここで、避難所等という言葉が出ますと、ここに集まることが避難というふうに読まれてしまう可能性があるように思えます。ここはあくまでも屋内退避の一部であって、この建物に入ることは避難ではございませんので、誤解のないように、ものとしては避難所なのかもしれないけれども、あくまでも屋内退避を行う場所であるというかたちが分かるように記載されたほうがよいのではないかと思います。以上です。

牧座長

高橋委員、ありがとうございました。事務局いかがですか。

事務局

はい、ありがとうございます。御指摘いただいた点、全てそのとおりであると思えますので、全て修正させていただきます。一番最初に御指摘いただいたUPZ内外の話、まったくそのとおりでございます。UPZ外の方は確かに、帰宅されれば屋内退避は必要ございませんので、そのへん分かるようにしっかり書き分けたいと思えます。ありがとうございました。

牧座長

そうしましたら対応のほうお願いいたします。

そうしましたら、ほかの委員から何かコメント、御質問等ございますでしょうか。

では、遠藤委員お願いします。

遠藤委員

文章としては概ねこれで結構です。この屋内退避をする理由ですけれども、福島原発事故のとき、あの線量で、避難した老人のほうが死亡者が多かったんです。結果論から言えば、留まっていたほうが生命に影響が少なかったということで、それが本音としてあるものですから、文章に書かなくてもいいんですけれども、ぜひ御理解願いたいのが一つ。

もう一つは、車で皆さん避難するだろうし、車が渋滞して到底動けないです。皆さん当然逃げたがるものですから。私も3月11日当時東京にいたのですけれども、車の渋滞で、タクシーで橋を渡るのに1時間かかりました。それが実際のところですから、屋内退避というのは、言外には、もう動けないから降りなさいというのも本音なので。文章で書くことはないのですけれども、ぜひ御理解と言いますか、そのほうがいいのではないかと思います。

牧座長

事務局、何か。

事務局

ありがとうございます。実際のオペレーションの際には、御指摘の部分もしっかりと受け止めて、あってはいけないことだと思いますけれども、そのことを認識をしておきたいと思います。ありがとうございます。

牧座長

オフィシャルな文章には書けません、福島のときにこういうことがありました、みたいなのは、どこか別の冊子であれば書いてもいいですね。これはあくまでも計画なので、ここには書けないんでしょうけれども、多分このあと、今もそうかな、住民の方、県民の方に、屋内退避してくださいみたいなことがあって、福島ではこういうこともありました、みたいなことなら大丈夫かなと思うけれども。そんな感じでも、遠藤先生、いいですか。

遠藤委員

それでいいと思います。

牧座長

はい、ありがとうございます。

では島田委員、お願いします。

島田委員

オフィシャルには書けないことで、もう一つ。今回、訓練の結果、追加や修正が発生したというところがとても重要だと思います。

特に、実動訓練もそうですけれども、本部事務局の運営訓練をされてバスの集結場所などの問題が浮上したということですので、この運営訓練を定期的に行えば、何回やっても問題点がいろいろ出てくると思います。なので、この避難計画は、更新していくものだという、そういう意識でお願いします。

特に運営訓練のほうは、行政側の担当者は定期的に異動で替わりますので、運営するその人員の毎年の更新に伴い、訓練も行い、その結果、修正すべきことがあれば、どんどん加えたり修正する。あと、オフィシャルに言えない、または書けないことでも、運営する側として留めておかないといけないところは、引き継ぎとして書類を作っておくことはとても大事だと思います。

あと、もう一つ気になったのは、訓練は、いつも秋とか、けっこう季節の良い時期にやられるのですけれども、福島原発のときは寒かったですし、事故はいつ起こるか分かりませんので、老人の方の避難訓練には難しいかもしれませんが、夏に事故が起これば、温暖化でどんどん暑くなっているのも、屋内退避の場合は停電になったときに冷房も効かないこともありますし、いろんなパターンが考えられると思います。ですので、避難訓練も、季節を変えて行う必要があるのではないのでしょうか。

もちろん、実動訓練はすごく大変だと思うので、住民の方が熱中症になられたりしたら問題だと思うのですけれども、せめて運営の会議をするときは毎回季節を変えて行えば、また違う問題や課題が浮かび上がってくるかもしれません。ですので、熊本の地震が起こり、こういう結果で、と、ありましたが、最近、自然災害は人間の想定外のことがいろいろ起こっております。ですので、前例ばかりではなくて、さまざまなケースを想定してみて、前例と違う季節に起こるといった想定も含め、運営側の、別マニュアルのような形で構いませんので、いろいろな情報を集積して、更新して、追加して、確認して、運営する側の人たちの意識を共有することがとても大事だと思いますので、引き継いでいっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

牧座長

はい、事務局。

事務局

昨年夏に、訓練を暑いときに一度やろうということでやりました。実は昨日、別の、国民保護訓練をやっていたのですけれども、本来参加すべき人が、

機関が交通渋滞で参加できなかったというようなこともあって、こういうときにこういう事案が発生する場合もある、なんていうのは、あとの講評のときに少し話していたのですが。委員がおっしゃることはもちろんですので、ケース、それから時期を変えながら訓練していきたいと思っております。

牧座長

ありがとうございます。
では三澤委員、お願いします。

三澤委員

避難中継所等を増やしていただくというのは、竹田座長代理からもありましたが、非常にいいことだと思います。こういうことを決めていただいてよかったと思いますが、ただ、場所を増やすということは、それだけ職員の方の負担も非常に大変になります。また、それぞれのところに、例えば備蓄とか、そういうものとか、そういう準備も大変になる。それは人だけの問題。もちろんお金の問題もあるのですが。このようなことの準備状況と言いますか、そういうこと、人のこと、物のこと、そういうことはどうなっているのかということをおうかがいしたいということが一つ質問です。

それからもう一つ、UPZ内の、先ほどお話がありました一時滞在者ということ考えたときに、滋賀県のUPZには比良山系という、都会から近い登山の楽しむことができるエリアがあるということで、ちょっと考えてみますと、日本の中で、UPZの中でこういう場所というのは意外とないのではないかな。要するに、山の中の観光地があると言ったらおかしいのですが、登山とかそういうことができるところがあるというUPZは、ある意味、非常にまれなケースではないかと思っております。

そういうなかで、この帰宅を呼びかけるということがあるのですが、そういう山の中にいる方に対してどういうことをするか、これはかなり難しい問題だなと思います。ですから、これを実効的にどうするかということについては、具体的にもう少し検討が必要なんだろうなと思います。

多分、今住民の方の住んでいる辺り、この辺りで一時滞在者というのはそれほど多いとはあまり考えられないですので、人があまり住んでいないところのなか、ここまでと考えるかどうかということについて、また検討していただけたらと思っているところでございます。

牧座長

はい、事務局いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。まずこの中継所に関してですけれども、おっしゃるとおり、開設場所が多くなれば多くなるほど、職員の手が必要となること、その人員体制については大きな課題であると考えております。

今回、10月30日に行いました訓練の後、みんなで集まって反省会、今後に向けた検討会を行いました。そのなかでも、誰が、どこから物資を持って集まるのか、このあたりのしっかりとした体制づくりが必要だというような御意見も頂いております。ここについては、今後もしっかりと対応できるように準備をしていかなければならないと考えております。

もう一つ、UPZ内、登山者に対するアナウンス。この点も、先生のおっしゃるとおり、どうできるかと私どもも考えておりました。今考えておりますのは、防災ヘリですね。遭難した方々に対して呼びかけることができる能力を持ったヘリとかはありますので、そのヘリを活用して呼びかけることになるんだろうとは思っております。ただ、実際にどこまで実効性があるのか、先生のおっしゃるとおり、しっかりと、検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

三澤委員

すみません、今のなかで質問なのですが、物資は、どこからこの各所に運ぶということになるのですか。すみません、ちょっと不勉強で。

事務局

物資というのは、機材のことをイメージしておられますか。

三澤委員

機材と、そのほか人が行くということになりますと、当然そこで食料とか水とか毛布とか、滞在がある程度できる状態をつくるためには、結構なものが要かと思うのですが。

事務局

はい。それは本県の地域防災計画の中で、物資の集積に関しては、本県では倉庫協会と契約を結んでおりまして、県内あちこちに拠点を設けております。

そこに物資を備蓄しておりまして、そこから必要なところに必要な数だけ配付する、持って行くということになります。特にこの避難所に関してはUPZ

外とっておりますので、そこに関しては、実際の災害時ではなくて、物流は生きているとっております、それほど困難ではないのではないかとっております。

物資の輸送については、滋賀県は特に、そのほかの災害時の救援物資も含めてですけれども、職員が直接フォークリフトを運転するというか、そういうことは想定していないので。県内各地域の拠点となる倉庫に備蓄して、それがトラック協会とか、それから業者さんに全て避難所に配送していただく。その拠点がこのセンターにできるというイメージでございます。

あと、その小分けを、現地ではしないといけないのですけれども、そういうかたちで計画を組んでおります。

牧座長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、座長から本質的な確認。今回の見直しでいいと思うのですが、本質的な確認だけをしておこうと思うのですけれども、避難するというのが、基本的にはまずは PAZ 内の住民ということなのですが、今回、一時滞在者には、避難、という言葉は使いませんが、そこから UPZ 外に出てください、と、いうメッセージを、この参考資料 1 を見てもらうといいと思うのですけれども、EAL1 の警戒事態が発令されると、そう、マイクで流すんですね。UPZ 圏内。となると、UPZ 圏内に住んでおられる住民の方というのが、私も逃げようかなという、動きが懸念されて、PAZ だとそのあとどちらにしても逃げますし、それから PAZ の方が逃げるとというのがすごく大事なので、UPZ の人はちょっと待っててね、ということなのですけれども、この一時滞在者に対する呼びかけで UPZ の人が動き出すと、今度、本当に何かが起こったときの PAZ の人の避難が難しくなるみたいな、そういうことも考えられるのですけれども。そこらへんどういうかたちで。

答えとしては、多分、メッセージの出し方をどうするのかということなのですが、そこらへんは三澤先生とか高橋先生に確認をしていただいていたほうがいいのかと思うのですが。

福井では、一時滞在者の帰宅というのは、今は PAZ ですよね。ただ、これを UPZ に広げるというのは、国としてどうお考えなのかとか、そこらへん何か、もし情報がありましたら、確認をさせていただきたいと思うのですが。

高橋委員

私も、国としてということにつきましては、ここについては把握してございません。ただ、先ほど遠藤先生のお話にもありましたように、ここで重要

なのは、防護措置を適切に執るような状態になれるかどうかということだと思ふのです。この、屋内退避、のところにもありますように、必ずしもすぐに避難することが安全とも限らないわけですね。そのような状態で渋滞を起こさずに、しっかりとした防護措置を執れるようにすると。そうした場合に、ベターな策といたしまして、一時滞在者の方は先に動いていただく。そして、住民の方は、必要なときに後で動いていただく。こういう分散が、この一時滞在者の方と住民の方という切り分けになるのではないかと。

座長がおっしゃられたように、多分この一時滞在者に対する UPZ の外に出てくださいというアナウンスがあれば、住民の方も不安に思って、一部の方は出ていく可能性もあるかと思ひます。ただし、そこは、先ほどのメッセージの出し方という話もありましたが、この屋内退避というものがどういうものであるかと、この防災対策がどういう意味を持っていて、一時滞在者の方と住民の方との対策の違いと言ひますが、動きの違いがどういうところに基づくものであるのかということ、を、しっかり、事前に、住民の方に理解していただくという部分がこういう実効性のあるところにつながるのではないかと思ひます。

と、もう一つ。とは言いながら、やはり渋滞が発生するということも想定されます。ですので、それが発生した場合にも、先ほどの物資の輸送ですとか防護対策が確実に執れるようにということも、渋滞を想定しながら準備をしていくということも必要なのではないかと思ひます。以上です。

牧座長

ありがとうございます。

何か、ほか、今の点についてコメント等ございますでしょうか。

この警戒事態ということがどういうことなのかということも、メッセージにはしっかりとお伝えする必要があると。この前の福島は、3時間止まったんですか、外部電源。この前は止まってない？警戒事態というのがどういう、そんなに急がなくてもいいよというメッセージを出すのか、黄色ぐらいですとか、もうちょっと薄いですぐらしいの、警戒事態だから念のためにみたいな、そこらへんのメッセージの出し方というのも重要ななと思ひますし。だから、逃げてくださいというメッセージにならないように、住民の方に。それをしっかりとお伝えしないと。

それからもう一つは、やはり屋内退避の重要性と、そこをうまくお話をしないと、まだ、今やっぱり屋内退避の有用性みたいなところは浸透していない状況で、一時滞在者の方には出てくださいと。多分あれの言い方をしたら、警戒事態、某原子力発電所が警戒事態になりましたから、一時滞在の方は UPZ

から出てくださいという、そういう情報の出し方をすると、おそらく住民の方は非常に恐ろしいというイメージをお持ちになると思うんです。

今私が言ったことで言うと、まず警戒事態が何かよく分かりませんし、それで一般住民ではなくて外の人には出てくださいと言っていると。じゃ、この住民の私はどうしたらええんやと役所に電話して聞いたら、屋内退避もまだなくていいですと。それは何なんやと、そういうことになると思う。そののところ、ものすごくちゃんとコミュニケーションをしたり、メッセージの出し方をしっかり考えないと無用の混乱を生むでしょうし、それから、ひいては本当に大事な PAZ の方の避難が、周りがもう大渋滞でできないとかという、そういうことになってはいけないので、内容については、当然、UPZ 内におられる一時滞在者の方はお帰りいただくという対策は非常に重要でそのとおりなのですが、本当に、メッセージの出し方が非常に難しいということだと思います。

こちらへんは、今日は残念ながら八木先生おいでになっていないのですが、八木先生の御意見も踏まえて、どう出せばいいのかというのは非常に悩ましいメッセージの出し方だなと思います。

何かありますか。はい。

島田委員

私も、コミュニケーション専門家ではないのですが1点だけ。緊急事態のとき、そしてもちろん事前に、住民の方に、一時滞在者の避難のことなどいろいろ、たくさん伝えておくことは大事なのですが、もっと大事なのは、運営する側、職員の方の情報の伝え方だと思います。緊急事態に、住民の前面に立って、いろいろな質問が飛んで来て、どうしたらいいんですかと聞かれるときに、受け答えする側にいる方、避難指示などの運営を担っている指示したり、国、県などのいろいろな指令や、モニタリング結果を踏まえて判断した結果を伝えるという前線に立つ職員の方がしっかり、常に情報を共有しないといけません。一時滞在者の避難についてなど、誰か1人の方が違うことを言ったりしたら、それこそパニックになりますので、日ごろから、こういうマニュアルについて実際に住民の方に説明するときに、必ず全ての職員が同じ考え方と言葉の定義を共有することが大事です。いきなり、逃げてください、とか言ってしまわないようにとか。

それはものすごく大事だと思います。住民に事前に伝えておくのも大事ですが、結局、災害時というのは、大げさかもしれませんが、住民は職員の方の指示に従って命を預けることになります。運営する人たちがパニックになって、パニックまでいかなくても、伝える情報が錯綜(さくそう)したりす

ると、避難が滞り、大変深刻なことになりますので。

ですので、運営の訓練、これは物理的な訓練だけでなく情報の伝達の訓練が大切です。それから訓練の前に、何度も言いますが、引き継ぎが大切です、職員の。東日本大震災が起こってから、まだ6年で、災害の記憶があるのですけれども、いつ起こるか分からないので、次第に形骸化して行って、マニュアルに書いてある言葉が、実際にちゃんと飲み込まれていないという場合も出てきますので、職員の方が異動になって替わられても、きちんと伝えていくということがとても大事です。

屋内退避についてのマニュアルの記載など、コミュニケーションがとれるように運営側も住民側もしていけないといけないので、それぞれコミュニケーションの専門家の方の御意見も取り入れて、ぜひ、良いほうへ、良いほうへ、更新していただければと思います。

牧座長

ほか何かございますでしょうか。

今の、もう1点ですけれども、今度は内容の、6ページの、大規模地震時の複合災害時における屋内退避、のほうですが、地震により家屋が倒壊したり相次ぐ、のところなんですけれども、倒壊もしくは倒壊の危険性がある、というかたちにさせていただいたほうがいいかなと。余震で壊れるかもしれないというときも、近隣の避難所等に出させていただいたほうが。何か、壊れたり、それから、屋内退避が困難、という言い方がよく分からないので。もう少し、次の余震で壊れるかもしれない、要するに、間に合わないとは思いますが、応急危険度判定の赤紙みたいなところの人は出て行ってくださいという、ニュアンスが。この、困難、というのがよく分からないので、そこらへんを明確にさせていただいたほうがいいかなと。倒壊しないと、屋内退避が困難って、そこらへんがよく分からないので、御検討いただけたらと思います。

事務局、何かございますか。よろしいですか。

事務局

はい、ありがとうございます。

牧座長

いずれにしても、メッセージの出し方。警戒事態が発生しましたので、UPZ圏内におられる一時滞在者の方は帰宅してくださいというメッセージの出し方はやめていただいて。今のだと絶対にえらいことになりますから。そこは

マスメディアの側とも、どういう伝え方がいいのかというのを本当に議論しないと。何か、警戒事態って、怖そうですね。何か分かりませんし。ぜひ、そこは御検討いただいてと思います。

ほか、何か全体的にございますでしょうか。

はい、では高橋委員。

高橋委員

はい、17ページの第10章のところの記載ですが、これまでの記載と若干変わったところはございますが、13ページの安定ヨウ素剤に関する部分が、UPZ以遠の対応について、今回の災害対策指針の改訂に伴い削除されたということもあろうかと思えます。そうしますと、このUPZ以遠の地域の対応につきまして、この計画に基づき必要な対策を講じることとする、というかたちになっているのですが、実際には、この計画そのものは、ほとんどはUPZ内のことについての記載になっています。ですので、それを、この計画に基づき、と記載されたときに、どのように基づけばいいのかというのは分かりにくいところがあるのではないかと思います。

ですので、今後各市町の地域防災計画、これはUPZ以遠になりますので、高島市、長浜市に限らず、幾つかの市町でこれは記載が必要になるかと思えますが、その際に、どのようなところがこの計画に基づいて行うべき部分なのかということが、ここの記載はこれでいいのかもしれないけれども、基づき、といった場合に、かなり強い言葉になっているのかなというのは気になるところです。今後、このUPZ以遠の地域の対応につきまして、具体的に、この計画とのつながりを明確にされる必要があるのではないかと思います。

牧座長

事務局、何かございますでしょうか。

事務局

はい、ありがとうございます。御指摘についてはしっかりと受け止めたいと思います。ただ、実際にこの防護措置を実施するに当たりましては、UPZ内外と、特に避難に関してはもうほとんど差がないと、実測値が上がればその地域は逃げるということですので、外であっても、この計画と同じようなオペレートできるかなとは思っております。

ただ、先生のおっしゃるとおり、屋内退避はUPZ内に自動的に発令されるものですから、それが広がる場合にどういうふうにするかあたりについてはしっかりと検討したいと思います。ありがとうございます。

牧座長

よろしいでしょうか。

高橋委員

はい。

牧座長

ほか、何か全体的に御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。時間もまだ少し残っておりますが、論点出尽くしたようでございますので、本日はこのあたりで意見交換を終了したいと思います。

(2) その他

牧座長

予定しておりました議題はこれで終了しましたが、そのほか、事務局から連絡等がございますでしょうか。

事務局

はい、特にございません。

牧座長

はい。それでは進行を事務局にお返しをします。

3 閉会

事務局

本日は貴重な御意見、誠にありがとうございました。それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

本日の御意見につきましては、事務局で整理をし、内容確認をしたうえで、ホームページに掲載します。

先ほどの、警戒事態に出すようなメッセージのイメージは、一度私どもで作成し、次回にでも見ていただけたらどうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

牧座長

はい。また他府県、特に福井がそうなりますから、何かそのほかのところも、

今までは福井県は PAZ 内の避難。だから、他のところもあるでしょうし、少しそのメッセージ、いろんなところで共同でお考えになられてもいいのかなと思いますし、ぜひ御専門の方の意見も聞いていただきたいと思います。

事務局

それでは以上を持ちまして、第3回滋賀県原子力防災専門会議を終了させていただきます。本日はどうも皆さまありがとうございました。